

## 江戸川区災害廃棄物処理計画第 1 回がれき部会【記録】

### 1 . 座長挨拶

災害廃棄物処理計画策定にあたり、10月17日に第1回災害廃棄物処理計画検討委員会を開催し全体的なことをオーソライズさせていただき、11月20日には、第1回し尿部会を開催し、災害時のし尿処理についてご検討いただいた。本日は第1回がれき部会となるが、ご多忙の中災害廃棄物処理に係る大勢の皆様にお集まりいただいた。

震災や水害が発生すると、想像を絶するがれきが発生する。一説によると320万tを超えとも言われている。人口や建物が密集する地点で災害が起きれば、大量に発生するがれきの処理が必要となる。69万区民の環境をどう保全するかという大変重要であり、困難な課題であるが、早急に取り組まなければならない課題だと認識している。

災害はいざ発生しないとどうなるかわからないという人もいる。もちろん、そういった側面も否定はできないが、平常時からあらゆるパターン、災害を想定して、対策を検討していくことが重要であると考えている。今年度から着手した災害廃棄物処理計画についても、より実行性を担保した計画にしていく必要がある。本日は様々な専門的な見地をお持ちのかたにお集まりいただいた。皆さまから貴重なご意見をいただきたい。

今後については、皆さまから頂いた意見を参考にしながら、来年度末を目途に災害廃棄物処理計画を策定していく。

### 2 . DVD上映

災害廃棄物処理の導入 災害廃棄物の適正処理に向けて

( 国立研究開発法人国立環境研究所 )

### 3. がれき処理における注意点と仮置場の運営等について

#### (1) 収集運搬について

廃棄物の収集運搬について、現場に目を向けると、人間の感情に左右されやすい側面がある。廃棄物については排出者にとって不要なものなので、持って行ってくれさえすればよいという発想になる。災害時には特に、分別を依頼してもなかなか分別をしてくれず、持って行けと主張されることが想定される。このような要求に対し、すんなりと従わないことが重要となる。

ある廃棄物業者や環境コンサルタントなどは廃棄物を廃棄物と言わず、商品と言うことがある。廃棄物についても商品という観点をお持ちいただきたい。通常の商品であれば、穀物は穀物、米は米、小麦は小麦、乾物は乾物と分けて考えるのが通常であるが、廃棄物についても、金属くず、厨芥ごみでは取扱いがまるで異なる。廃棄物についても商品別の出荷という観点が非常に重要となる。この部分が収集運搬の肝となると考えている。

#### (2) 中間処理について

商品を卸すという観点がないと、廃棄物が流れていかない。廃棄物を混載してしまうと、廃棄物は動かなくなる。検討委員会でも話をさせていただいたが、非常に重要なことなので、改めてお話をさせていただいている。

災害廃棄物の発生量の推計は、江戸川区の地域防災計画に記載されている推計量で 328 万 4 千 t となっている。平成 28 年度の江戸川区内のごみ発生量は 18t 程度であり、災害時には 17 年分程度の廃棄物が一斉に出てくることとなる。これだけの量をどう処理するのかということを考えていく必要がある。

一般廃棄物の通常の処理ルートである清掃工場で考えると、廃棄物はごみバンカ内に投入することとなる。清掃工場のごみバンカ内に廃棄物が多く溜まると、重量でプレスされ、クレーンでの持ち運びが困難となる。清掃工場の稼働を止めないため、また、稼働が止まった際に少しでも早く稼働させるため、目先のことにとらわれず長い目で見た対応が必要となる。許容量を超えた廃棄物を投入すると、清掃工場の稼働に支障が生じ、より一層廃棄物が滞留する事態が発生することが想定される。

清掃工場も処理能力と限られた貯留量がある。同じように中央防波堤にある粗大ごみと不燃ごみの処理センターにも処理能力等がある。これら以外では近場の民間中間処理施設にお願いするか、仮設の中間処理施設を設置するか、広域処理となる。

また、それぞれの中間処理施設の受入基準を理解し、受入基準に沿って廃棄物を収集しなくてはならない。廃棄物の発生量と中間処理施設の処理量を踏まえ、どのように廃棄物を流していくのか計画する。

発災後は、災害廃棄物処理実行計画を策定するが、災害情報と被害情報は逐一変わってくる。これらを勘案し、実行計画を策定する必要がある。適宜最新の情報を更新しながら、廃棄物の発生量を推計していかなければならない。現在の推計量を超える廃棄物が発生す

ることも想定される。

### (3) 災害廃棄物処理計画の策定の取組について

環境省の指針や他自治体が策定している災害廃棄物処理計画を横引きすれば、災害廃棄物処理計画の策定は容易である。ただし、廃棄物を具体的にどのように処理するのか煮詰めていかなければ、災害廃棄物処理計画はただの作文となってしまう。それを避けるため、皆さまを集めて検討委員会や部会を開催し、実効性を担保するための取組をさせていただいている。

計画策定の目的は大きく分けて二つとなる。1つが清掃工場建替えの補助金申請のためになるが、これはあくまで建前となる。実際の目的は計画の策定を契機として、区や事業者の災害対応力を向上させることにある。

災害廃棄物処理における対応力が個々に高くても、災害廃棄物を適正に処理することはできない。災害廃棄物処理に対応すべき様々な機関が協力・融合して処理を行わなければ、災害廃棄物の処理は進んでいかない。行政として、災害廃棄物処理においてリーダーシップを発揮し、事業者を牽引できるよう勉強していかなければならないと考えている。事業者の皆様においても、様々な分野でご尽力いただきたいと考えている。仮置場の運営は廃棄物の業者等、知見がある業者でなければ行えないと考えている。

がれき類は塵芥車で収集運搬を行うことができない。いざ発災した際は、どこまでリサイクルを推進できるかという問題もある。廃プラスチックも同様だが、焼却処理も視野に入れなくてはならない。

### (4) 業務継続計画（BCP）について

いざ、発災した際は生き残ることが非常に重要となる。計画策定においては、生き残っていることを前提に話を進めていかざるを得ない。江戸川区では、BCPを策定している。従業員や施設も被災する。事業者としてどのように生き残るかをまず考えていただきたい。8,744棟が全壊、停電が7日間、上下水道が30日間、電話が14日間、ガスが30日～60日間停止することが想定されている。事業者の皆様においても、災害時に実施すべき業務を洗い出ししておき、BCPを策定していただきたい。それが、事業者として生き残ることに繋がると考えている

### (5) 仮置場候補地について

区内、480箇所の公園・児童遊園等の実地調査を清掃課職員で行っている。発災時には、状況によっては、遊具は壊し更地にすることも想定している。また、その他の場所も含め仮置場候補地として使える可能性があるか、実地調査を実施しながら台帳を整備している。

### (6) 有害廃棄物について

過去の災害等においても、アスベストの被害は多く報告されている。仮置場での有害廃棄物の取扱いについては、環境推進課にて素案をとりまとめているところである。アスベストの取扱い等くれぐれも注意していただきたい。

#### (7) 仮置場運営の注意事項について

公費解体の進行状況も仮置場の状況において調整する必要がある。仮置場の確保がままならない状況で公費解体のみが進行してしまうと、廃棄物を仮置く場所がない状況となってしまう。仮置場の搬出状況に応じて、公費解体の進捗を調整していく必要がある。

廃家電はメーカーの責任で処理をしていただくことになるため、分別が必要となる。その他にも、便乗ごみ防止の対策、資源として売却できる物の持ち去り対策、作業員に被害が生じないよう劇物・毒物の対策、安全性確保のための火災対策、住民への仮置場に対する理解の促進等を行わなければならない。

勝手仮置場が道路等に設置される可能性もある。廃棄物処理業者の協力を得ながら、仮置場の管理を行っていきたいと考えている。江戸川区内を3分割にして、その地区の仮置場の管理をお願いしたいと考えている。

## 4 . 質疑応答・意見交換

【廃棄物処理業者】

一般廃棄物について処分の許可を有していない。災害時に一般廃棄物を処理するためには、どのような手続きが必要となるか？

【清掃課】

届出が必要となる。

【廃棄物処理業者】

仮置場としてか？中間処理施設としてか？

【清掃課】

中間処理施設としても届出があれば行える。

【廃棄物処理業者】

国等の許可が下りた前提となるのか？

【清掃課】

激甚災害として指定されれば、届出で問題ない。

【廃棄物処理業者】

届出における諸手続きの方法を確認したい。

【清掃課】

後日、資料を送付する。

【社会福祉協議会】

災害時には公園はその他様々な利用目的で使用される。災害ボランティアセンターが設置される予定の公園もある。

【清掃課】

全ての公園を仮置場として利用できるとは考えていない。勝手仮置場として片づけごみ等を置かれてしまった際の対策を容易にするためにも公園の実地調査を行っている。

【コンサルタント会社】

応急集積場と一次仮置場でそれぞれ何をするのか？

【清掃課】

応急集積場はとりあえず暫定的に貯留する仮置場、一次仮置場では分別された廃棄物を二次仮置場まで搬出するまでの間貯留する仮置場となる、二次仮置場は23区全体で設置することとなっている。

【コンサルタント会社】

一次仮置場は区内で何か所程度設置予定なのか？

【清掃課】

公表できない情報となる。

**【コンサルタント会社】**

他区では被害状況を、JIS等を使用し、搬入ルートや使用可能な仮置場を割り出している。江戸川区は、沿岸部のため水害等により計画が狂う可能性が非常に高いと思われるがその点はいかがか？

**【清掃課】**

江戸川区は水害に真剣に考えなくてはならない場所にある。水害の際は、震災の際と対応が異なってくることは想定している。

**【廃棄物処理業者】**

東日本大震災の際は、4万tの災害廃棄物を受入れたが、一番困ったのは最終処分場の確保。当時は中央防波堤で最終処分を行うことを認められていたが、東京都とそのような話し合いはしているのか？

**【清掃課】**

最終処分場の確保という点においては、東京都と話し合いはしていないが、東京都内で発生した廃棄物については、受け入れてくれるという想定でいる。

**【清掃課】**

アスベスト対策等についてはいかがか？

**【建設業者】**

いざ発災した際は、資機材を十分に整える時間もなく、現場に駆けつけることとなる。現場に駆けつけたところで、現場にいる人間が江戸川区の職員かの判断も行うことができない。平常時から災害対策に係る部署と顔合わせなどを行う必要があると認識している。また、災害時には、建物にアスベストがあるかどうかの判断を行うことも困難だと思われる。

**【清掃課】**

専用マスク着用等による安全措置をお願いしたい。